

湯梨浜町教育大綱

「ふるさと湯梨浜を愛し 志を立て 共に学ぶ 人づくり」

～ ふるさと湯梨浜に愛と誇りを持ち

自他のより良い未来につながる志を立て

友と共に学び

互いを向上させる 人を育てる ～

令和7年6月
(令和8年3月改訂)

湯 梨 浜 町
湯梨浜町教育委員会

目 次

I	はじめに	P 2
II	湯梨浜町教育大綱の策定にあたって	P 3
III	湯梨浜町教育の基本理念	P 4
IV	5つの目標と31の施策	P 6
<目標1>	ふるさと湯梨浜に愛と誇りを持ち、生きる力を育てる学校教育の推進	P 7
施策1-	(1) 教職員と児童生徒との信頼関係の強化	
	1-(2) 学校風土の向上	
	1-(3) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善による学力向上	
	1-(4) いじめ、不登校の未然防止	
	1-(5) 人間性・社会性を育む教育の推進	
	1-(6) ふるさとキャリア教育の推進	
	1-(7) 幼児教育の推進	
	1-(8) 教職員の指導力の向上による特別支援教育の充実	
	1-(9) 授業でのICTの効果的かつ適切な活用の推進	
	1-(10) グローバル化に対応する英語教育の推進	
	1-(11) 教育内容、教育方法の変化への対応	
<目標2>	学校を支える教育環境の充実	P 10
施策2-	(12) 教職員の働き方改革の推進	
	2-(13) 安心、安全な教育環境の整備	
	2-(14) コミュニティースクールと地域学校協働活動の充実	
	2-(15) 安心、安全で子どもの健康に配慮した学校給食の提供	
<目標3>	社会全体で学び続ける教育環境の向上	P 12
施策3-	(16) 家庭教育の充実	
	3-(17) SNS等の特性と潜むリスクについての理解の促進	
	3-(18) 青少年の育成と社会教育の推進	
	3-(19) 人権教育の推進	
	3-(20) 公民館活動の活性化	
	3-(21) 文化会館、児童館の活動の充実	
	3-(22) 図書館機能の充実	
	3-(23) 社会教育施設の計画的な整備	
<目標4>	ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進と環境の整備	P 15
施策4-	(24) ライフステージに応じた運動・スポーツ機会の確保と充実	
	4-(25) 本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」の普及促進と地域の活性化	
	4-(26) 中学校部活動の地域連携の推進	
	4-(27) 社会体育施設の計画的な整備	
<目標5>	文化、伝統、豊かな自然環境の継承・再発見と活用	P 16
施策5-	(28) 地域の伝統文化や文化財に接する機会の確保と充実	
	5-(29) 文化財の保存活用計画の策定と活用の推進	
	5-(30) ふるさとの歴史と文化を学ぶ機会と歴史民俗資料館の活用の促進	
	5-(31) ふるさとの自然の素晴らしさを認識する機会の確保と充実	

I はじめに

本町は、令和3年度より「志をもって 共に学び 明日を拓く 湯梨浜町の人づくり」を基本理念とした第3次湯梨浜町教育振興基本計画（以下：第3次基本計画）に基づき教育施策を進めて参りました。

第3次基本計画に沿って、学校教育では、少人数学級編成の促進やこども園・保育園を含めた町立小学校・中学校の連携のもと、きめ細やかな指導と繁がりのある教育を行ってきました。また、生涯学習・社会教育では、家庭教育の推進、公民館活動の充実、運動・スポーツの推進など生涯にわたり町民の皆さまが自ら学ぶ機会の提供や羽衣石城跡及び付城跡群の国史跡指定等の施策に努めて参りました。

この間、令和2年初頭からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、様々な活動が制限されるなど社会全体が大きな影響を受けました。その後、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月に2類相当から5類感染症に引き下げられて約2年が経過した現在においてもなお、社会全体にその影響が及んでいますが、そのような状況下にあっても着実に教育行政を推進してきたところです。

今後とも、学校教育及び生涯学習・社会教育のさらなる充実を図り、「この町に住んで良かった」「この町で子どもを育てて良かった」「この町の学校で学ばせて良かった」と町民の皆さまにより実感していただける町づくりを進めていかなければならないと考えています。

この「教育大綱」は、町の将来計画「第5次湯梨浜町総合計画（令和8年度～令和17年度）」に描かれる未来都市像「住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち」の実現をめざし、「総合教育会議」で教育委員会と協議の上「ふるさと湯梨浜を愛し志を立て 共に学ぶ 人づくり」を基本理念として、学校、家庭、地域、行政連携のもと、町民の皆さまが将来にわたって幸せで、充実した人生を過ごされるとともに、より良い社会・地域を創っていくことをめざした人づくりの指針として策定しました。

この大綱において、今後の教育施策の方向性や目標を明確にし、この大綱に基づく第4次湯梨浜町教育振興基本計画を定め、より良い教育施策の推進を図ることが、町で育つ子どもたち、さらには町民の皆さまのウェルビーイングの向上につながるものと確信しています。

令和7年6月

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

※ウェルビーイング (Well-being) : 経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える考え方で、幸福度と言われることもあります

II 湯梨浜町教育大綱の策定にあたって

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成27年4月1日施行）を踏まえ、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、民意を代表する立場である町長が教育委員会との総合教育会議を経て「教育大綱」を策定するものです。

2 性 格

この大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではありません。

また、大綱は、教育基本法第17条第1項に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされていることに鑑み、また、鳥取県教育委員会が令和6年度～令和10年度に向けて改訂された鳥取県教育振興基本計画も参酌し作成しました。

3 計画期間

計画期間としては、「第5次湯梨浜町総合計画（令和8年度～令和17年度）」及び「第4次湯梨浜町教育振興基本計画（令和8年度～令和12年度）」との整合性を図る観点から、令和8年度から令和12年度までの5年間で想定しています。

4 基本的な考え方

教育には、時代が変化しても大切にしなければならない「不易」と呼ばれる側面と時代の変化に応じて変わらなければならない「流行」と呼ばれる側面があります。

「不易」とは、例えば、「教育基本法 第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」、学校教育としては「教育基本法 第二条 一 ①幅広い知識と教養を身に付け、②真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」、生涯学習・社会教育としては「教育基本法 第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と示されていることなどが挙げられます。

「流行」とは、例えば、「人生百年時代を迎えて、それぞれのライフステージにおいて必要とされる能力を身につけること」、学校教育としては「発達段階に応じてメディア・リテラシーを身につけること」、生涯学習・社会教育では「健康寿命の延伸をめざして、運動・スポーツ習慣や生きがいの獲得がさらに重要になっていること」などが挙げられます。

湯梨浜町及び湯梨浜町教育委員会は、町民の皆さまの状況に即しながら「不易と流行」のバランスの取れた教育推進が重要だとの考えの基に本教育大綱を策定しました。

III 湯梨浜町教育の基本理念

「ふるさと湯梨浜を愛し 志を立て 共に学ぶ 人づくり」

ふるさと湯梨浜に愛と誇りを持ち 自他のより良い未来につながる志を立て
友と共に学び 互いを向上させる 人を育てる

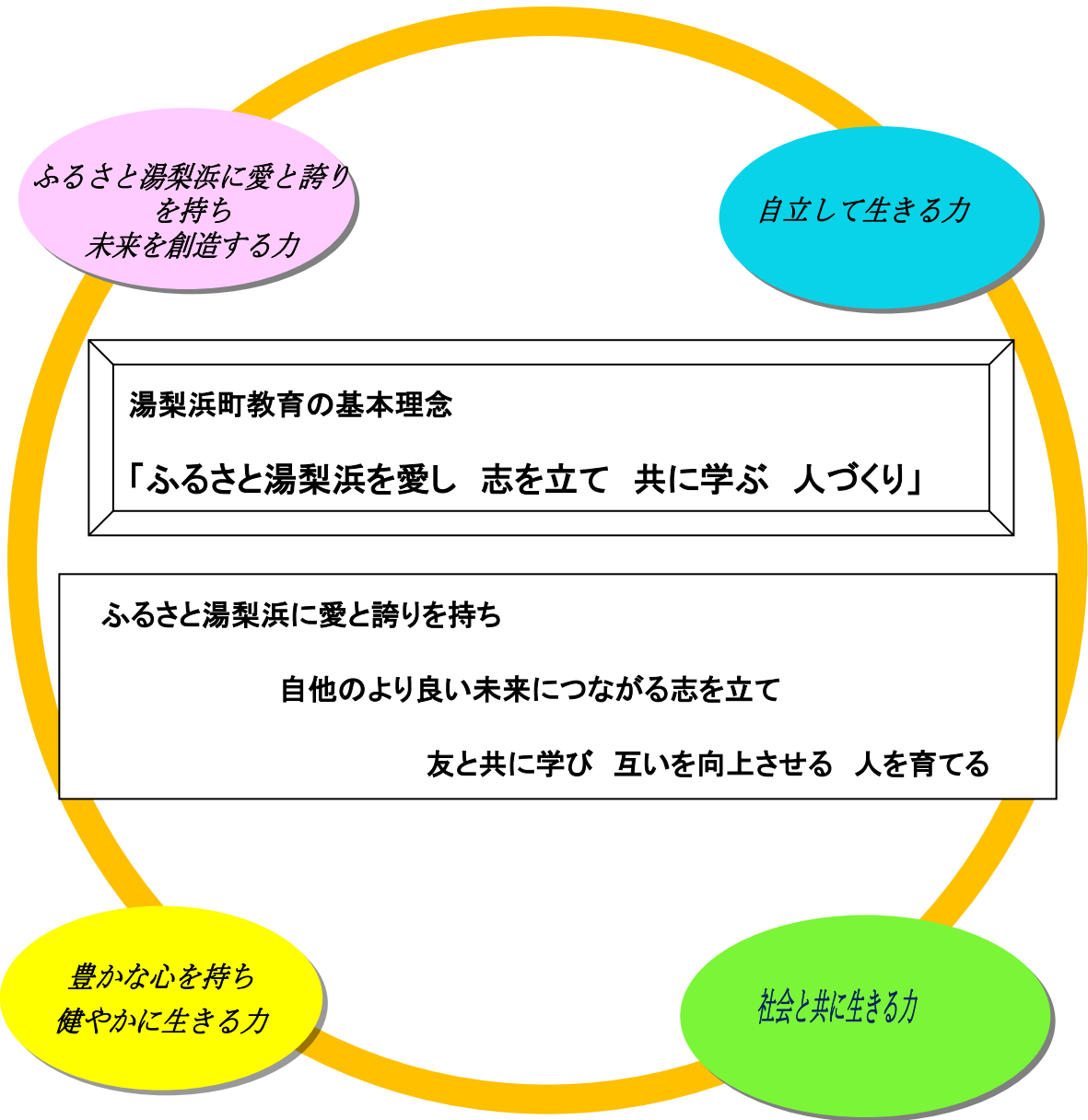
～基本理念を支える4つの力～

- ふるさと湯梨浜に愛と誇りを持ち、未来を創造する力
 - 人々の暮らしや伝統・文化を学び、郷土を愛する力
 - ふるさとの良さを探求し、発見・発信する力
 - 社会の変化に柔軟に対応し、新たな価値を生み出す力

- 自立して生きる力
 - 主体的に確かな知識と教養を身につける力
 - 課題に対し他者と協働しつつ主体的に取り組み、解決する力
 - 社会への貢献を大切に志を立て粘り強くやりきる力

- 豊かな心を持ち、健やかに生きる力
 - 基本的な生活習慣を身につける力
 - 強い体と心を養い、積極的に活動する力
 - 優しさ、かしこさ、たくましさ、しなやかさ等を身につけ、他者と接する力
 - 文化芸術、運動・スポーツ等の活動に積極的に取り組む力

- 社会と共に生きる力
 - 他者と人間関係を豊かに結び、協働する力
 - 自他の人権を大切にする力
 - 社会の一員として、規範意識を持ち行動する力
 - 日本及び世界的な課題に関心を持ち、その解決にむかって粘り強く取り組む力



▽ふるさと湯梨浜に愛と誇りを持ち

未来を創造する力

- * 人々の暮らしや伝統・文化を学び、郷土を愛する力
- * ふるさとの良さを探求し、発見・発信する力
- * 社会の変化に柔軟に対応し、新たな価値を生み出す力

▽自立して生きる力

- * 主体的に確かな知識と教養を身につける力
- * 課題に対し他者と協働しつつ主体的に取り組み、解決する力
- * 社会への貢献を大切に志を立て粘り強くやりきる力

▽豊かな心を持ち、健やかに生きる力

- * 基本的生活習慣を身につける力
- * 強い体と心を養い、積極的に活動する力
- * 優しさ、かしこさ、たくましさ、しなやかさ等を身につけ、他者と接する力
- * 文化芸術、運動・スポーツ等の活動に積極的に取り組む力

▽社会と共に生きる力

- * 他者と人間関係を豊かに結び、協働する力
- * 自他の人権を大切にする力
- * 社会の一員として、規範意識を持ち行動する力
- * 日本及び世界的な課題に関心を持ち、その解決にむかって粘り強く取り組む力

IV 5つの目標と31の施策

＝ 総合的かつ計画的に取り組むべき施策 ＝

<目標1>ふるさと湯梨浜に愛と誇りを持ち、生きる力を育てる学校教育の推進
1－(1) 教職員と児童生徒との信頼関係の強化 1－(2) 学校風土の向上 1－(3) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善による学力向上 1－(4) いじめ、不登校の未然防止 1－(5) 人間性・社会性を育む教育の推進 1－(6) ふるさとキャリア教育の推進 1－(7) 幼児教育の推進 1－(8) 教職員の指導力の向上による特別支援教育の充実 1－(9) 授業でのICTの効果的かつ適切な活用の推進 1－(10) グローバル化に対応する英語教育の推進 1－(11) 教育内容、教育方法の変化への対応
<目標2>学校を支える教育環境の充実
2－(12) 教職員の働き方改革の推進 2－(13) 安心、安全な教育環境の整備 2－(14) コミュニティスクールと地域学校協働活動の充実 2－(15) 安心、安全で子どもの健康に配慮した学校給食の提供
<目標3>社会全体で学び続ける教育環境の向上
3－(16) 家庭教育の充実 3－(17) SNS等の特性と潜むリスクについての理解の促進 3－(18) 青少年の育成と社会教育の推進 3－(19) 人権教育の推進 3－(20) 公民館活動の活性化 3－(21) 文化会館、児童館の活動の充実 3－(22) 図書館機能の充実 3－(23) 社会教育施設の計画的な整備
<目標4>ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進と環境の整備
4－(24) ライフステージに応じた運動・スポーツ機会の確保と充実 4－(25) 本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」の普及促進と地域の活性化 4－(26) 中学校部活動の地域連携の推進 4－(27) 社会体育施設の計画的な整備
<目標5>文化、伝統、豊かな自然環境の継承・再発見と活用
5－(28) 地域の伝統文化や文化財に接する機会の確保と充実 5－(29) 文化財の保存活用計画の策定と活用の推進 5－(30) ふるさとの歴史と文化を学ぶ機会と歴史民俗資料館の活用の促進 5－(31) ふるさとの自然の素晴らしさを認識する機会の確保と充実

<目標1> ふるさと湯梨浜に愛と誇りを持ち、生きる力を育てる学校教育の推進

※生きる力とは、変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちにつけさせたい「確かな学力」（知識・技能に加え、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ自ら学び主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する能力など）「豊かな人間性」（自らを律しつつ、他者とともに協調し他者を思いやる心、感動する心など）「健康と体力」（たくましく生きるための健康や体力）の3つの要素からなる力

施策1－（1）教職員と児童生徒との信頼関係の強化

○児童生徒が充実した学校生活を過ごし自らの能力を高めていくためには、児童生徒が教職員を信頼し学校生活を送ることが重要です。

そのためには、教職員は自身の責務を自覚するとともに、その責任を果たすよう努力を続けることが必要です。そこで、各学校と連携を深め、教職員の授業力向上や教職員と児童生徒との教育相談機会を充実します。

施策1－（2）学校風土の向上

○学校風土とは、「学校生活の特性と質であり、それは児童生徒・保護者・教職員の学校生活における経験に基づいている。また、規範、目標、価値観、人間関係、教えと学びの実践、組織体制を反映するものである」と言われています。そして、「学校風土が良いことは、児童生徒の行動上の問題の改善だけでなく、学業成績の向上にとっても、最も重要な要因の1つであることが、諸外国における研究からも分かっている」とされています。

そのため、hyper Q-U 調査（児童生徒の学校生活における満足度と意欲、学級集団の状態の調査）等の一層の有効活用に努め、学校風土の向上を図ります。

施策1－（3）「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善による学力向上

○児童生徒が確かな学力を身につけ自らの進路を切り拓いていくためには、児童生徒自らが興味や関心を持って主体的に学習に粘り強く取り組み、児童生徒同士の協働や教職員・地域の人との対話を通じて自己の考えを広げ、知識を相互に関連づけより深く理解することが必要です。

そのため、児童生徒にとってわかる授業・楽しい授業・学びがいがある授業となるよう、教員の授業力向上に取り組みます。また、家庭での児童生徒の学習習慣の定着と学習意欲を高めるための取り組みを推進します。

施策1－（4）いじめ、不登校の未然防止

○全国のいじめ（含：いじめ重大事態）の発生件数、不登校の児童生徒数は年々増加傾向にあり、いじめや不登校の未然防止に学校と家庭及び関係機関（医療、福祉）等が連携して取り組むことが求められています。

そのため、学校では、教職員と児童生徒との信頼関係の強化、学校風土の向上、授業改善を継続的に取り組むとともに、教職員一人一人の専門性の向上、児童生徒の自己肯定感等の醸成に取り組めます。

家庭では、ゆりはまこどもの夢応援・研修プログラム等を通じて、子どもの発達段階に応じた保護者の子どもへのかかわり方を身につけていただくよう取り組めます。

また、地域学校協働活動等を通じて、地域の方々に地域の子どもたちや保護者の方に関わっていただく機会を引き続き設けます。

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と学校との連携により、福祉、心理、教育の各視点を総合しての子どもたちの状況に応じた適切な支援を行うため、引き続きスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に努めます。

施策1－(5) 人間性・社会性を育む教育の推進

- 今後、様々な価値観を持つ他者とのコミュニケーション力や折り合いをつける力を身につけることが、なお一層重要となります。

そのため、正義や公正を尊重する心、思いやりの心、感動する心などの豊かな人間性を育み、自他ともに大切にできる児童生徒の育成に取り組めます。また、豊かな体験を通して児童生徒の内面に根差した道徳性や社会性の醸成を図り、児童生徒の生きる力を育む道徳教育を充実します。

施策1－(6) ふるさとキャリア教育の推進

- 地方における人口減少が進み、地域の担い手・労働力の不足が課題となっています。また、社会や地域への関心が低い子どもたちも増えており、持続可能で活力ある社会をつくるためには、地域と連携・協働し「ふるさと湯梨浜」を支える「人財」の育成が必要となっています。

そのため、地域の児童生徒が地域の人たちとの出会いや地域の伝統芸能、文化財、歴史、自然等を学ぶ機会を確保し、児童生徒がふるさと湯梨浜への愛と誇りを持ち、人生を歩んでいくことができるよう取り組めます。

- 児童生徒が地域で働いている方々の仕事に対する思いや子どもたちへの願いを直接お聴きする機会を設け、児童生徒の発達段階に応じて湯梨浜町の発展や町民の生活の向上を願い多くの方々が尽力しておられることや自分自身の将来について考えを深め、社会や他者への貢献への志を持って人生を切り拓いていくことができるよう取り組めます。

※人財：「地域にとって人は資産・財産である」という意味合いを含め、あえて「人財」と表記しています。以下同じ

※ふるさと教育：鳥取県は「地域資源（人・自然・文化・産業等、地域の価値を創造するものの総称）をとおしてふるさとに誇りと愛着を持たせることで、帰属意識と自らのアイデンティティ（主体性、自己同一性）を創りあげていく教育活動」と定義しています。

※キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおして、キャリア発達を促す教育。また、単に社会的・職業的自立だけでなく、自らの生き方を選択し実現するための力を育む教育

施策1－(7) 幼児教育の推進

- 現在の少子化、核家族が進む状況の中において、子どもの健全な成長を図る幼児教育はますます重要となり、こども園、保育園、小学校の一層の連携が求められています。
そのために、相互授業参観・公開保育等への参加により、教職員の専門性を高め、日々の教育実践の充実につなげます。
- 幼児教育において、小学校への円滑な接続を意識したカリキュラムの実践に取り組みます。

施策1－(8) 教職員の指導力の向上による特別支援教育の充実

- 現在、町立小・中学校の特別支援学級や通級指導教室で指導を受けている特別な教育的支援を必要とする子どもたちは年々増えています。県内の公立小・中学校においても、また全国的にも特別な教育的支援を必要とする子どもたちが増加しており、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援の充実が必要です。
そのため、県教育委員会と連携しLD等専門員を町立学校に継続して配置するよう取り組みます。また、教職員の指導力向上に向けて、引き続き県教育委員会が主催する研修会に教職員を積極的に派遣するとともに、LD等専門員を活用した特別支援教育に関する教職員研修を充実します。
- 5歳児健診等での早期支援体制の確立、小学校低学年での読み書きの困難さの発見等により「個別の支援計画」の作成・活用による支援の充実を図ります。
- 引き続き、必要に応じ各学校の児童生徒支援員の配置に努めます。
- 適正就学につながる支援会議、就学指導連絡会の充実に取り組みます。

施策1－(9) 授業でのICTの効果的かつ適切な活用の推進

- 国のGIGAスクール構想によって整備された児童生徒1人1台のタブレット端末及び教師用タブレット、大型提示装置、実物投影機等ICT機器の効果的な活用方法について研究をさらに進めること必要です。
そのため、引き続き各町立学校でICT機器の効果的な研究に取り組むとともに県教育委員会とも連携し教職員の研修の充実を図ります。また、定期的に児童生徒にアンケートを実施し、児童生徒の学習意欲と授業理解や情報活用能力の向上につながっているのか検証します。
- 計画的に必要なデジタル教科書・教材等を整備するとともにICT機器の整備・更新を行います。
- CBTに対応するため十分な通信速度及び通信容量の整備に取り組みます。
- 引き続き、ICT支援員等の配置による教職員への支援及び、ICT機器サポート員の配置による使いやすいICT環境の維持、整備に努めます。
- 児童生徒が適正で安全にインターネットや情報通信機器を利用できるよう、児童生徒の情報モラルの育成を推進します。
- 授業等で児童生徒が生成AIを活用することについて、その適否も含めて研究を進めます。

※GIGA: Global and Innovation Gateway for All の略

直訳すると「世界的な技術革新との接続をすべての人に」という意となります

※C B T : Computer Based Testing 「コンピューター上で実施される試験」の略 問題提示、解答入力、採点作業もすべてコンピューター上で行われる試験方式

※情報モラル：情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度

施策1－(10) グローバル化に対応する英語教育の推進

○社会のグローバル化（国際化）が進展しており、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の一層の育成が必要です。

そのため、小学校外国語活動及び外国語科、中学校英語科の授業の充実にむけて、引き続きA L T（外国語指導助手）を配置するとともにデジタル教科書を整備するなど外国語教育の環境整備を進めます。また、県教育委員会と連携して各種研修会を実施し、教師の授業力・指導力の向上を図り、児童生徒の聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの4技能をバランスよく育成します。併せて、県教育委員会と連携し中学生を対象に外部試験（英検I B A）と希望する小学校の6年生を対象に外部試験（英検E S G）を実施し、児童生徒の英語学習への意欲向上を図るとともに、定点及び経年で生徒の英語力を把握・分析し、各学校での指導と評価の充実に図ります。

また、児童生徒の異文化の多様性を理解し尊重する姿勢・態度を育成し、主体的に英語によるコミュニケーションを図る態度や能力を高めるため、A L T（外国語指導助手）等の授業内外での参画の充実など、日常的にA L T等のネイティブスピーカーと触れ合う機会の充実に取り組みます。

施策1－(11) 教育内容、教育方法の変化への対応

○現在、次期学習指導要領及びその関連事項について文部科学大臣から中央教育審議会に諮問されており、学習内容の見直し、教育課程の柔軟化、学習指導要領の在り方等について審議されていますが、現時点では答申が出されていません。

つきましては、現在審議されている次期学習指導要領について情報収集に取り組むとともに、改訂に伴う学習内容や学習方法等の変化に適切に対応していきます。

<目標2> 学校を支える教育環境の充実

施策2－(12) 教職員の働き方改革の推進

○教職員の心身の健康保持と教職員が児童生徒と関わる時間の増加をめざして、教職員の長時間勤務者の解消、時間外業務削減が必要となっています。

そのため、令和7年度に定めた「湯梨浜町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づいて、町立学校に勤務する教職員の超過勤務時間の上限を月45時間以内、年間360時間以内と定め、その遵守に各学校と連携して取り組むとともに県教育委員会と連携して教員業務アシスタントや部活動指導員・部活動外部指導者の配置と活用、学校閉庁日の実施、留守番電話の設置、ストレスチェックの活用、長時間勤務者等に対する医師の面接指導体制の確保などを継続するとともに

施策の充実に取り組みます。

○各学校と連携してICTを活用した情報共有等を推進し業務の効率化を図ります。

施策2－(13) 安心、安全な教育環境の整備

○学校職員等による児童生徒に対する不祥事や学校への不審者侵入事案、学校事故等が引き続き発生しています。また、保護者等の経済格差の拡大による子どもたちへの影響、テレビ・スマートフォン等のICT機器の長時間利用による子どもたちへの影響、児童虐待やヤングケアラーの問題等の様々な課題が指摘されており、安心・安全な教育環境整備の重要性が増しています。

そのため、各学校の危機管理マニュアルの見直しとともに、児童生徒の発達段階に応じた安全指導に努めます。また、引き続き専門業者や教職員による学校施設等の定期的な点検を行うなど、学校施設等の維持や改修・整備工事に取り組み、教育施設の整備・充実に努めます。

県教育委員会と連携し経済的な理由により就学が困難な児童生徒に対する就学援助制度、高等学校通学費補助制度、奨学金制度等の周知・充実に努めます。

さらに、児童生徒の体力や健康の増進とともに心の健康にもつながる児童生徒の運動機会の確保やテレビ・スマートフォン等のICT機器の長時間利用の防止に各学校と連携し取り組みます。

併せて、児童虐待やヤングケアラーに気づいたり児童生徒から相談を受けたりすることの多い学校教職員の研修や国、県、町の相談窓口の周知に各学校と連携して取り組みます。

歯の健康維持のため、フッ化物洗口に引き続き取り組むとともに、その重要性・必要性和歯と口の健康に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と学校との連携により福祉、心理、教育の各視点を総合して子どもたちの状況に応じた適切な支援につなげるため、引き続きスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に努めます。

施策2－(14) コミュニティースクールと地域学校協働活動の充実

○保護者や地域住民等が参画する学校運営協議会で熟議し承認された各学校の教育目標やビジョンに基づき、学校、家庭、地域が解決すべき課題に関する情報を共有しながら、目標の実現に向けて活動を一体となって進める開かれた学校づくりを推進します。

そのため、目標や達成のための具体的な方策を設定し、学校課題の指摘等ができる学校評価委員による外部評価を効果的に活用し、個々の課題や実態に応じた特色ある学校づくりを充実します。

○小・中学校の実態やニーズを的確に把握し、学校が求める人財をコーディネートできる地域学校協働活動推進員を核として、学校と地域が協働しながら児童生徒のきめ細やかな対応の充実や安心、安全な学校生活の実現をめざし地域学校協働活動を進めます。また、各学校の取組の情報交換や課題の解決策を協議する場として引き続きコミュニティースクール推進協議会を開催するとともに県教育委員会と連携して地域学校協働活動推進員対象の研修会を開催します。

○地域学校協働活動を持続可能なものとしていくため、より多くの地域住民や保護者、PTAや子ども会などの社会教育関係団体等の参画を得て目的を共有し、「やってよかった」と地域も学校も感じられる活動を展開するとともに、児童生徒も地域や学校のために貢献

でき自己有用感を感じられる取組となるよう、好事例を収集しその紹介等を進めます。

施策2－(15) 安心、安全で子どもの健康に配慮した学校給食の提供

- 学校給食において、県内外で異物混入やアレルギー対応食の誤食などの事故が発生しており、中には児童生徒が亡くなる事故も発生しています。
そのため、引き続き給食事故についての情報共有を図り調理員等への注意喚起を行うとともに、事故防止のため調理員等の技能向上のための研修を定期的に行い、安心、安全な学校給食の提供に取り組みます。
- 栄養教諭・学校栄養職員を中心として学校全体で組織的、体系的に食に関する指導を進めるとともに、学校給食の食材の地産地消（町内産、県内産品利用）を可能な限り進めます。また、家庭と連携した食育も推進していきます。
- 学校給食費について、国は学校給食費を無償化する方向であり「まずは小学校を念頭に令和8年度に実現し、中学校にも速やかに拡大する」旨の方針が示され、検討が進みつつあることから、国の動向を注視するとともに適切に対応していきます。

<目標3> 社会全体で学び続ける教育環境の向上

施策3－(16) 家庭教育の充実

- 教育基本法第十条に「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」と示されており、家庭は教育の出発点です。しかし、社会の変化に伴い親と子の関わりが希薄化し、家庭でゆっくりと親と子が向き合い、コミュニケーションをとる機会が少なくなっています。その影響を受け、愛着に課題のある子どもたちが増えてきているとの指摘がされています。また、家庭の教育力の低下も指摘されており、基本的な生活習慣が身につけていない子どもやコミュニケーションをとることに課題のある子どもの増加も指摘されています。
そのため、教育委員会各課をはじめ子育て支援課等の役場関係課、学校、子ども園等の関係機関、青少年育成町民会議等の関係団体等が連携を深め、胎児期からの子どもの発達段階に応じた保護者研修の取り組みを進めます。
- 核家族化等の社会の変化に伴い子育てに不安や悩みを抱える保護者等の増加が指摘されています。
そのため、教育委員会各課や子育て支援課等の役場関係課、学校、こども園等の関係機関、関係団体等が連携を深め、保護者等の相談に応じたり相談機関を紹介したりすることにより、保護者の不安や悩みの軽減を図ります。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを引き続き配置し、必要に応じて保護者のカウンセリングや相談に応じます。

施策3－(17) SNS等の特性と潜むリスクについての理解の促進

○急速な社会の情報化の中で、インターネットや携帯電話を利用した詐欺や誹謗中傷を受けるなどの事件に巻き込まれたり、偽情報等によるトラブルに巻き込まれたりするケースが後を絶ちません。SNS等の特性やその危険性を理解し、適正で安全にインターネットや情報機器を利用していくことは、老若男女を問わず今後ますます重要になります。

そのため、学校や関係機関、団体と連携を図りながら、児童生徒、保護者をはじめ町民の日常生活上の情報モラルに加え、情報ネットワーク上で事件やトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐための節度ある態度や考え方の育成を図ります。

施策3－(18) 青少年の育成と社会教育の推進

○社会教育関係団体等の教育力を活用し、家庭・地域の教育力向上や子どもたちの健全育成を図るとともに、社会教育関係団体で活躍する人財の育成等を支援します。また、地域づくり人づくりの核となる社会教育関係者の育成を図り、地域のつながりや多世代間交流を推進します。

○現在、社会の変化に伴う核家族化や少子高齢化、地域のつながりの希薄化等による地域の活力の低下が問題となっています。

そのため、町民の参加意欲を高めるような文化教室等の開催に努め、自主的な芸術・文化活動を積極的に支援します。また、やりたい、学びたいと願う愛好者に活動の場を提供し、既存グループの活性化を図るために、文化サークル会員の交流や新たに希望する者をつながる交流会を積極的に開催します。さらに、活動成果の発表の場や機会の創出に積極的に取り組みます。

施策3－(19) 人権教育の推進

○本町では、「湯梨浜町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」および「湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、町民一人一人の人権が保障される人権尊重のまちづくりに取り組んでいます。しかし、人権意識調査や啓発事業のアンケートなどからは、さまざまな問題意識があることや社会の変化に伴い新たな課題が生じてきていることも見受けられます。

そのため、関係機関との連携体制のさらなる充実を図り、人権にかかわる諸課題に迅速かつ適切に対応をしていきます。また、さまざまな人権問題について学習する機会を引き続き提供し、町民一人一人がお互いを認め合い、年齢、性別、出自（生まれ）等に関係なく安心して暮らせる人権尊重のまちづくりを推進します。

○身近な生活の中にある差別や人権問題に気づき、解決に向けて行動を起こすことができるよう町人権教育推進協議会の活動を支援し、職場での学習機会の支援や各区の人権推進員に向けた学習機会や啓発資料の提供を行うなど、人権意識の向上を図ります。

○学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、自分たちの生活の中にある人権に関する問題の学習やその解決に取り組むとともに、法の下での平等、個人の尊重といった普遍

的な視点からの学習も取り入れ、社会教育と学校教育とが連携しながら人権問題における学習内容等の充実を図ります。

施策3-（20）公民館活動の活性化

○日本全体として首都圏への一極集中、さらにコロナ禍により人が集まる機会が減少した影響も重なり、地域の活性化がますます重要になっており、公民館の果たすべき役割も大きくなっています。

そのため、引き続き中央公民館、羽合分館、泊分館の3館体制により、地域活性化推進員を中心に各地域のニーズを把握しながら、ニーズに対応した各種講演会、講座、研修会等を開催し生涯学習・社会教育の充実を図ります。また、主催事業だけでなく、関係各課と連携して各種の講座（出前講座）に取り組みます。

○新しい参加者も見られる一方で、参加者の固定化は課題の一つです。また、地域のにぎわいが少なくなり、身近なところでの講座の開催の要望もあります。

そのため、各地域で開催する出前講座に積極的に取り組み、学ぶことはもちろんのこと、地域住民の交流を支援するとともに、地域づくりの拠点として、地域が抱えている課題を解消する取り組みや、地域をつなぐネットワークの支援を行います。

○子どもから高齢者まで誰もが集える生涯学習施設として、安心、安全、清潔で明るい公民館づくりをめざし、利用者がいつでも気持ちよく気軽に来館し利用できるよう、施設や設備の維持管理及び職員の接遇の向上を図ります。また、社会の情報化等の学習環境の変化に対応していきます。

施策3-（21）文化会館、児童館の活動の充実

○子どもたちが安心・安全に過ごせる居場所として、文化会館（田畑児童館）、浜児童館の役割がより重要になると予想されます。

そのため、今まで以上に子どもたちが行ってみたい、利用したい施設になるよう活動の充実とともに活動の周知を図ります。

○文化会館は、地域の住民が集い交流する施設として、また人権教育・啓発の拠点として活動の充実に取り組みます。

施策3-（22）図書館機能の充実

○図書館（室）は、町立図書館、羽合図書館、しおさいプラザとまりが設置されており、生涯学習拠点として子どもから高齢者まで読書活動の推進、そして『居場所』としての機能の充実が求められています。

そのため、県立図書館及び県内外図書館、学校図書館とネットワークを結びながら、図書の貸し出し、情報提供などにより町民が利用しやすい図書館づくりを図ります。また、町民の多様なニーズに応えるため、幅広い分野の図書整備を行います。

○子どもから高齢者まで読書活動の推進、そして『居場所』としての図書館の機能に着目し、ブックスタート、絵本の読み聞かせ、大人の音読会などを開催し、あらゆる世代の利用促進を図るとともに、他課事業との連携による各種講座を実施するなど、生涯学習の場としての取り組みの充実を図ります。

- 地元の歴史や文化、民話などに関する資料収集を積極的に行い、保存・伝承に努めるとともに、湯梨浜町内に伝わる民話の紙芝居の制作・活用に取り組みます。

施策3－(23) 社会教育施設の計画的な整備

- 公民館、図書館等の社会教育施設のLED化や老朽化した箇所の修繕に引き続き計画的に取り組むとともに、災害が発生した際の緊急避難場所としての整備についても計画的に取り組みます。
- 利用者が気持ちよく利用できるよう、必要な備品等の購入や修繕、更新等に計画的に取り組みます。

<目標4> ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進と環境の整備

施策4－(24) ライフステージに応じた運動・スポーツ機会の確保と充実

- 高齢社会が進む現代において、町民の健康の増進や生きがいづくりにむけて、運動・スポーツの重要性が増しています。
そのため、本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」をはじめ、誰もが取り組みやすいニュースポーツやウォーキングなど、それぞれのライフステージや個人の体力・ニーズに応じた運動・スポーツ活動の普及、推進に取り組み、日常的にスポーツに親しむ習慣の定着化を進めます。
- 体育協会加盟団体やスポーツ少年団等のスポーツ関係団体と連携して、各種スポーツ大会等の充実を図り、競技人口の増加と選手の育成、強化に取り組みます。さらに、スポーツ団体組織の体制強化とともに、社会体育施設の適正な整備を行い、だれもが快適にスポーツを楽しむことのできる環境づくりに計画的に取り組みます。

施策4－(25) 本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」の普及促進と地域の活性化

- 本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」の普及促進に引き続き取り組み、宿泊客の増や観光客の増による地域の活性化を図っていくことが求められています。
そのため「グラウンド・ゴルフ発祥地大会」を引き続き開催することにより、本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」を通じて町の情報や魅力を全国へ発信します。また、「グラウンド・ゴルフ国際大会」を開催し、海外普及と国際化の取り組みを進めることにより、人と人、地域と地域の交流を広げ、地域の活性化とグラウンド・ゴルフのさらなる普及に取り組みます。併せて、ワールドマスターズゲームズ2027関西のグラウンド・ゴルフ競技開催に向けて、準備を進めていきます。

施策4－(26) 中学校部活動の地域連携の推進

- 中学校教員の働き方の一環として、また、持続可能な中学生の運動機会や文化活動

の機会の確保をめざして中学校部活動の地域展開（地域移行）あるいは地域連携の推進が文部科学省、スポーツ庁、文化庁から求められています。

そのため、町教育委員会が定めた「湯梨浜町立湯梨浜中学校における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」に基づき、部活動指導員や外部指導者を公募等により確保し、可能な部活動から地域連携を推進していきます。また、推進計画を適宜改訂するとともに、状況に応じながら地域スポーツクラブとの連携を図ります。

※部活動の地域展開…部活動を地域全体で支え、より豊かで幅広い活動を可能にしていくことをめざして「地域移行」から「地域展開」と名称変更された

※部活動の地域移行…休日の学校部活動を行わず、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を地域に構築し、社会スポーツ・文化芸術活動として実施するものであり、運営主体は学校と切り離されたものとなる

※部活動の地域連携…部活動指導員や外部指導者を配置し教員が部活動の指導に携わらなくてよい環境を構築するもの

施策4－(27) 社会体育施設の計画的な整備

○町民の健康増進や生きがいがいづくりにむけて、ライフステージに応じた運動・スポーツ活動充実のためには、社会体育施設を計画的に整備していくことが必要です。

そのため、活用状況等に応じて計画的に社会体育施設の整備に取り組みます。併せて、町内には合併以前からの社会体育施設が多くあり、今後その維持費の増加が予想されるため、施設の活用状況等に応じて適切な社会体育施設の配置となるよう検討していきます。

<目標5> 文化、伝統、豊かな自然環境の継承・再発見と活用

施策5－(28) 地域の伝統文化や文化財に接する機会の確保と充実

○地域の先人達が創りあげてきた伝統文化は、その地域に暮らす人々の中で脈々と受け継がれ、地域独特の個性を表現するものです。また、伝統文化は、住民の一体感を深めるとともに、地域活性化の一助となります。

そのため、伝統文化の再評価や価値づけを行う中で、地域の魅力を掘り起すとともに、次世代へ確実に伝承していくため、地域の方や学校と連携した担い手の育成とともに伝統文化保存団体等の活動支援を行います。

○文化財は、その地域の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な資産であり、次世代に確実に継承していくことが求められています。また、文化財を適切に保存し活用するためには、文化財の状況を把握し、その結果に基づき、文化財の種別や特性に応じた修復や保存等必要な措置を計画的に実施する必要があります。

そのため、適切な状況で文化財を保存・継承するため、定期的な文化財の点検と

ともに調査・研究を行い、重要かつ早急な保護が必要なものについては指定等の速やかな対応を行います。

○町内の遺跡から出土した土器片などの適切な保管について検討を進めます。

施策5-1(29) 文化財の保存活用計画の策定と活用の推進

○本町は、数、質ともに県内でトップクラスの文化財を有する町です。特に東郷池周辺には、多くの歴史文化遺産が点在しており、令和7年度には「羽衣石城跡及び付城跡群」が国史跡指定を受け、今後、その保存活用計画及び整備基本計画を策定する必要があります。

そのため、「羽衣石城跡及び付城跡群」の活用はもとより、町内の貴重な歴史文化遺産の価値を明確にし、適切に保存・管理・活用をしていくための基本方針、さらには、周辺地域についての環境保全の方向性や保存を前提とした整備のあり方について検討し、歴史文化遺産を確実に後世に引き継いでいくとともに、地域のさらなる活性化につなげていくよう取り組みます。

施策5-1(30) ふるさとの歴史と文化を学ぶ機会と歴史民俗資料館の活用の促進

○町内には多くの文化財がありますが、日々の生活に根差した身近な存在であるがゆえに、日頃その価値に気づきにくいものです。身近にある文化財の価値や歴史を学ぶことは郷土愛を育むとともに郷土意識の源となります。

そのため、ふるさとの歴史と文化を学ぶ現地学習会や歴史講演会の開催に取り組むとともに歴史民俗資料館の活用のあり方を検討し活用の促進を図ります。

施策5-1(31) ふるさとの自然の素晴らしさを認識する機会の確保と充実

○町内には、豊かな自然が豊富に存在しています。また、希少野生動植物も確認されています。

そのため、学術上の価値が高く特に重要なものは天然記念物に指定し、引き続き保護に努めます。

○豊かな自然環境を継承していくには、生態系に配慮した継続的な保存活動が必要であり、地域の人々の関心と協力は欠くことができません。

そのために、生物生息調査を実施し価値を明らかにするとともに、地域や関係機関等と協働し講演会や講座などにより啓発を行い、継承に努めます。

○天然記念物の保護に向けて、自然環境の保全活動を推進します。